

霧が丘グリーントウン第四自治会規約

設定 昭和 58 年 12 月 4 日
最終改正 令和 5 年 4 月 23 日

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は霧が丘グリーントウン第四自治会と称する。

(地域及び事務所)

第 2 条 本会の地域は霧が丘グリーントウン四丁目 1 街区とし、事務所はその地域内におく。

(自治会活動の基本原則)

第 3 条 本会は民主的な自治会として、その活動は次の諸原則にしたがうものとする。

- 1 会員はすべて平等にとり扱われる。
- 2 特定の営利、宗教、政治、その他これに準ずる諸団体と一切関係をもたない。
- 3 次章に規定する目的を達成するため、前各号に反しない範囲において、関係諸団体と協力する。

第 2 章 目的 及 び 事 業

(目的)

第 4 条 本会は前条の精神にもとづき、会員の共同生活を通じて相互の親睦と福祉とを増進し、もって地域社会の向上発展をはかることをその目的とする。

(事業)

第 5 条 本会は前条の目的を達成するために必要な、次の活動および事業を行う。

- 1 会員相互の親睦や福利厚生に関すること
- 2 清掃、美化等の環境整備に関すること
- 3 防災、防犯に関すること
- 4 地域の文化、教育、福祉に関すること
- 5 会員相互の連絡、広報に関すること
- 6 近隣他団体との連携や交流に関すること
- 7 その他自治会の活動として必要と認められたこと

第 3 章 組 織

第 1 節 会 員

(会員の意義)

第 6 条 会員とは、本会の地域内に居住する世帯主、またはこれに準ずる者で、本会に加入したものをいう。ただし、1 戸に複数の世帯が居住するときは、1 戸をもって 1 世帯とみなす。

(会員の権利)

第 7 条 会員は次の権利を有する。

- 1 会議に出席し、討論、議決に加わる権利。
- 2 各種事業の利益をうけ、かつ各種活動に参加する権利。
- 3 役員選挙権および被選挙権。
- 4 会計簿を閲覧し、かつ会計監査を要求する権利。

(会員の義務)

第 8 条 会員は次の義務を負う。

- 1 機関の決定にしたがう義務。
- 2 会費納入の義務。
- 3 前条に定める権利は、前各号の義務を怠ったときは、停止されることがある。

(会員の脱会)

第 9 条 会員の脱会は、その自由な意志に委ねる。脱会するときはその旨を会長に届けなければならない。

第 2 節 役員

(役員と人数)

第 10 条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|---|------|---------------|
| 1 | 会長 | 1 名 |
| 2 | 副会長 | 2 名 |
| 3 | 事務局長 | 1 名 |
| 4 | 運営委員 | 15 名以上 18 名以内 |
| 5 | 監事 | 2 名 |

(役員を選出)

第 11 条 会長その他の役員を選出に関する事項は、別に定める役員選出規定による。

(役員職務)

第 12 条 役員職務は次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し、会の業務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は事務を統括する。
- 4 運営委員は、第 24 条に定める各専門部会のいずれかに所属して、本会の目的達成のための企画・立案、その他、会の運営に関する事項を審議し、かつ実行する。
- 5 監事は本会の財産の状況、および執行機関の業務執行状況を監査する。

(役員任期)

第 13 条 役員任期は次のとおりとする。

- 1 会長の任期は 1 年とする。ただし、2 期までは再任を妨げない。
- 2 他の役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第 14 条 役員で会則に違反し、または会の目的に著しく反する行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

第 4 章 機関

第 1 節 総会

(総会の性格)

第 15 条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

(定足数と議決方法)

第 16 条 総会は会員総数の 2 分の 1 以上が出席したときに成立し、議事は出席者の過半数で決する。否可同数の場合は議長の決定にしたがう。

- 2 総会に出席しない会員は、委任状をもって出席に代えることができる。

(議長)

第 17 条 議長は会長がこれにあたり、会長事故あるときは副会長がこれを代行する。

(定期総会および臨時総会)

第 18 条 定期総会は毎年 4 月に開催するものとし、会長がこれを召集する。ただし、役員会が必要と認めるとき、会員の 3 分の 1 以上が会議の目的たる事項を示して請求したとき、および監事の職務について報告を行う必要のあるときは、速やかに臨時総会を開催しなければならない。

(書面決議)

第 18 条の 2 大災害の発生、感染症の流行等により役員会が適当と認めるときは、総会の開催を中止し提出された議案について書面による決議をすることができる。

2 書面による決議は総会の決議と同一の効力を有する。

(総会の審議事項)

第 19 条 総会は次の事項を審議し、決定する。

- 1 規約および規定の改正
- 2 役員を選任および解任
- 3 前年度の活動報告、および次年度の活動計画
- 4 予算および決算
- 5 その他の重要事項

第 2 節 役員会

(役員会の性格)

第 20 条 役員会は本会の執行機関であり、第 10 条 1 号ないし 4 号所定の役員をもって構成する。ただし、監事は常に役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の招集および議決)

第 21 条 役員会は、会長またはその他の役員が、本会の運営上必要と認めるとき、随時、会長がこれを招集する。

(定足数と議決方法)

第 22 条 役員会は、監事を除く役員総数の 2 分の 1 以上が出席したとき成立し、出席者の過半数で決定する。ただし、やむをえないときは、委任状をもって出席に代えることができる。

第 3 節 専門部会

(専門部会の性格)

第 23 条 本会の目的を達成するため、役員会の下部機関として、専門部会および子ども会を設ける。

(専門部会の構成)

第 24 条 専門部会として、次の部会を設ける。部会員には、本会会員のなかから、各部会の活動に関して適切な人物を会長がこれを委嘱することができる。

- | | | |
|---|----------|----------------------------|
| 1 | 総務部 | 本会の円滑な運営を推進する活動をおこなう |
| 2 | 会計部 | 本会会員数の把握と会費の徴収、入出金の管理をおこなう |
| 3 | 広報部 | 本会会員の相互連絡、広報に関する活動をおこなう |
| 4 | 保健・衛生部 | 地域の福祉に関する活動をおこなう |
| 5 | 青少年・体育部 | 本会会員相互の親睦をはかる活動をおこなう |
| 6 | 防犯・防災部 | 地域の防犯、防災に関する活動をおこなう |
| 7 | 文化・生活対策部 | 地域の生活環境の維持、向上をはかる活動をおこなう |

2 各部会は、部長が必要と認めるとき、随時、部長がこれを招集する。

(子ども会)

第 24 条の 2 子ども会の設置、運営については、別途、会則を定める。

第 5 章 会 計

(会の経費)

第 25 条 本会の経費は、会費、寄附金、その他をもってこれにあてる。

(会費)

第 26 条 会員の負担する会費の額は、毎年度予算審議の際に、役員会においてこれを定め、総会の承認を受ける。

2 会費の徴収は、1年に1回とし、前払いとする。

(入脱会時の会費)

第 27 条 会員が入脱会するときは、当月分の会費を全額納入しなければならない。

(会計年度)

第 28 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(会計監査)

第 29 条 会計監査は 1 会計年度中、1 回以上行うものとする。ただし、会計部長が任期満了前に交替したとき、または役員会が必要と認めたときは、ただちにこれを行わなければならない。

(会計監査等の報告)

第 30 条 会計監査の結果は役員会および総会に、業務監査は総会において、それぞれ監事が報告しなければならない。

(会計決算報告)

第 31 条 会計決算報告は、役員会に提出してその承認を得なければならない。

第 6 章 改 正

(規約改正の手續)

第 32 条 この規約の改正は、定期総会において出席者の 3 分の 2 以上の承認を経なければならない。ただし、会員は委任状をもって出席に代えることができる。

第 7 章 雑 則

(会員の互助)

第 33 条 会員およびその世帯構成員の死亡、又は火災等による被災事故が生じたときにおける見舞金等については、別に定める細則に委ねるものとする。

附 則

(細則)

第 1 条 本会の運営に関する事項については、必要に応じ役員会においてその細則を定めることができる。

(施行期日)

第 2 条 この規約は昭和 58 年 12 月 4 日より施行する。